



## 1. 市におけるテレワークの取り組み

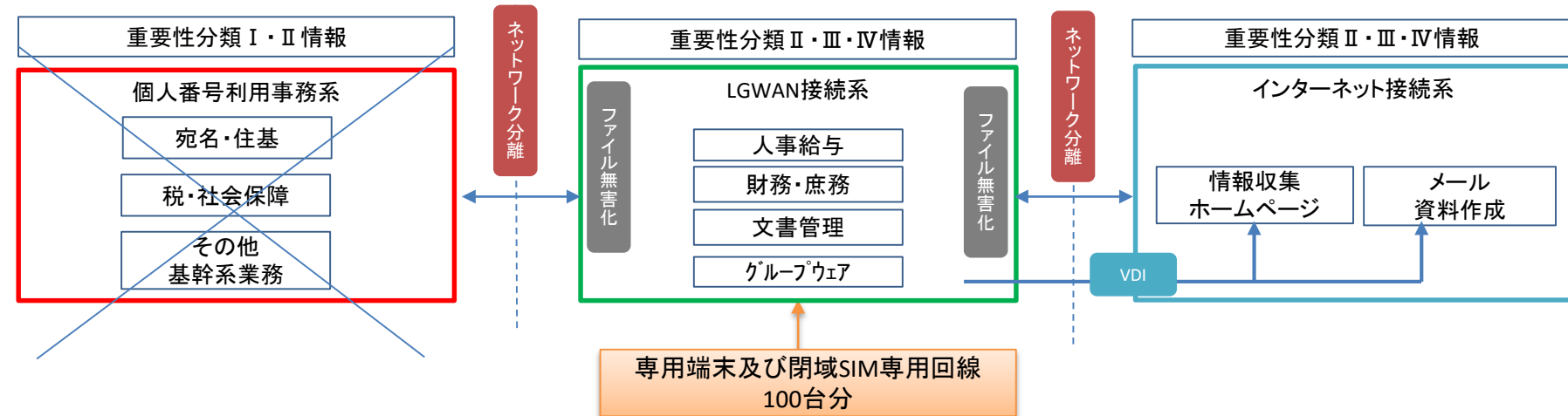
- ・場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。庁内のコロナウイルス感染防止対策として有効なため、順次準備を進めてきた。
- ・市のBCP対策では、2班体制のうち1班が在宅勤務等を想定。事務に制約のある在宅勤務時の業務環境整備が急務。

勤務形態	内容	これまでの対応
在宅勤務	自宅に居て、勤務先とICT機器を活用し業務を遂行する働き方。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・web会議システム導入</li> <li>・業務用チャットツールのトライアル導入</li> <li>・貸し出し用端末整備5台</li> </ul>
サテライト勤務	通常勤務先オフィス以外の場所で業務を遂行する働き方。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎別室におけるサテライト勤務環境の構築</li> </ul>

業務の区分	状況分析	方向性
窓口、対住民業務	対面での業務、重要性分類Ⅰの情報を取り扱う基幹系システム業務が中心となる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワーク自体は困難（内部管理業務は可能）</li> <li>・感染拡大防止対策としては、窓口や申請行為のデジタル化により非接触型業務環境構築を優先的に推進する</li> </ul>
企画・総務・人事・会計等内部管理業務	情報にアクセスできれば、遠隔地での業務は可能。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワークへの切り替えが可能</li> <li>・在宅勤務時に、<b>庁内環境と同様の業務環境を整備</b></li> </ul>

※「モバイルワーク」については、現時点で想定されないため、特段の対応はしていない。

## 2. 外部からの庁内環境へのアクセス方法の整備



- ・閉域SIMによる専用回線により、外部からLGWAN接続系にリモート接続できる環境構築することで、通常業務環境は在宅勤務時も利用可能となる。
- ・個人番号利用事務系は、外部からのアクセスを禁止しているため、リモート接続時も利用はできない。（ネットワークも分離している）
- ・各課（44課）で2班体制で業務を行う場合、それぞれの班で最低1台利用できる環境として、リモート接続用端末100台を確保する。